

議 会 資 料	議案第 26 号
予 防 課	

志摩市火災予防条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部を改正する件が令和7年11月12日に公布されたこと、また、令和6年1月1日に石川県輪島市で発生した大規模火災を受けて開催した輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書において、大規模地震時の電気火災対策が重要であるとされたことを踏まえ、住宅における火災予防を推進するため、火災予防条例（例）が改正されたことに伴い、志摩市火災予防条例の一部改正するものです。

2. 改正する条例の要点

- (1) 第7条の2（サウナ設備）を第7条の3（一般サウナ設備）とし、第7条の2（簡易サウナ設備）を新設し、簡易サウナ設備に対応した基準を簡易サウナ設備に対して適用するものです。
- (2) 第29条の7（住宅における火災の予防の推進）に感震ブレーカーを追加するものです。

3. 改正による効果等

近年のサウナブームに伴い増加しているテント型やバレル型サウナ（簡易サウナ設備）の実態に即した、適切な防火安全対策が確立されるとともに、住宅における火災予防対策に感震ブレーカーの普及促進が明記されたことにより、大規模災害時の電気火災発生の予防に繋がります。

志摩市火災予防条例(令和3年志摩市条例第2号)新旧対照表

現行	改正後（案）
	<p><u>(簡易サウナ設備)</u></p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)</u>又は<u>バレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)</u>に設ける放熱設備であって、<u>定格出力6キロワット以下のもの</u>であり、かつ、<u>薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)</u>の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p><u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構</u></p>

(サウナ設備 _____)

第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)

_____の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) (略)

(2) サウナ設備 _____の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備 _____の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 志摩市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器 _____その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。

(一般サウナ設備)

第7条の3 一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

_____の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) (略)

(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 志摩市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) (略)

2 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

(1)～(6) (略)

(7) サウナ設備 (個人の住居に設けるものを除く。)

(7)の2～(15) (略)

(2) (略)

2 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

(1)～(6) (略)

(6)の2 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)

(7) 一般サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)

(7)の2～(15) (略)